

# 2026 年度一宮市水道水質検査計画

2026 年 3 月



一宮市水道水質検査棟

## 水道水質検査計画

この水道水質検査計画には、2026 年度に一宮市が行う水道原水や水道水の水質検査の検査地点や検査頻度等を示しています。

## 水道 GLP の認定



JWWA-GLP149

一宮市上下水道部の水質検査機関は、水道GLPの認定を取得しています。

一宮市上下水道部



## 1 基本方針

一宮市上下水道部では、安全で安心なおいしい水を安定して供給するために、毎年度水道水質検査計画を策定し実施することにより、適正な水質管理を行います。

## 2 一宮市水道事業の概要

### (1) 給水状況（2024年度末現在）

一宮市水道事業	
給水人口	375,771 人
給水戸数	169,670 戸
一日最大配水量	118,878 m <sup>3</sup>
一日平均配水量	111,605 m <sup>3</sup>

### (2) 水源および県営水道供給点の名称等

水源番号	水源名	所在地	水源種別
1	極楽寺水源所 1 号取水井	一宮市浅井町極楽寺	伏流水
2	極楽寺水源所 2 号取水井	一宮市浅井町極楽寺	伏流水
3	極楽寺水源所 3 号取水井 (取水停止中)	一宮市浅井町極楽寺	伏流水
4	大野水源所 1 号取水井	一宮市浅井町河田	伏流水
5	大野水源所 2 号取水井	一宮市浅井町大野	伏流水
6	大野水源所 3 号取水井	一宮市浅井町大野	伏流水
7	大野水源所 4 号取水井	一宮市浅井町大野	伏流水
8	尾関水源所取水井	一宮市浅井町尾関	地下水(深井戸)
9	江森水源所取水井	一宮市浅井町江森	地下水(深井戸)
10	佐千原浄水場 1 号取水井	一宮市佐千原	地下水(深井戸)
11	佐千原浄水場 2 号取水井	一宮市佐千原	地下水(深井戸)
12	尾西配水場 1 号取水井 (取水停止中)	一宮市西五城	地下水(深井戸)
13	尾西配水場 2 号取水井	一宮市西五城	地下水(深井戸)
14	尾西配水場 3 号取水井 (取水停止中)	一宮市西五城	地下水(深井戸)
15	木曾川配水場 1 号取水井	一宮市木曾川町外割田	地下水(深井戸)
16	木曾川配水場 2 号取水井	一宮市木曾川町外割田	地下水(深井戸)
17	西部水源地取水井	一宮市住吉	地下水(深井戸)
18	北部水源地取水井	一宮市浅井町極楽寺	地下水(深井戸)
19	萩原西部水源地取水井	一宮市萩原町花井方	地下水(深井戸)
20	萩原東部水源地取水井	一宮市萩原町西宮重	地下水(深井戸)
21	浅井北部水源地取水井	一宮市浅井町尾関	地下水(深井戸)
22	葉栗南部水源地取水井	一宮市島村	地下水(深井戸)
23	千秋北部水源地取水井	一宮市千秋町穂積塚本	地下水(深井戸)
24	西御堂水源地取水井	一宮市萩原町西御堂	地下水(深井戸)
25	奥町東部水源地取水井	一宮市奥町貴船前	地下水(深井戸)
I	県営水道一宮供給点(犬山浄水場系統)	一宮市千秋町天摩	県営水道

Ⅱ	県営水道尾西供給点(尾張西部浄水場系統)	一宮市西五城	県営水道
Ⅲ	県営水道木曾川供給点(尾張西部浄水場系統)	一宮市木曾川町外割田	県営水道

### (3) 浄水施設概要

浄水場等名	所在地	水源番号	浄水処理方法	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)
佐千原浄水場	一宮市佐千原	1～11	塩素消毒	62,300
千秋配水場	一宮市千秋町天摩	I	塩素消毒	25,800
尾西配水場	一宮市西五城	12～14, Ⅱ	塩素消毒 除マンガン処理(12, 14のみ)	26,700
木曾川配水場	一宮市木曾川町外割田	15, 16, Ⅲ	塩素消毒	12,000
西部水源地	一宮市住吉	17	塩素消毒	6,400
北部水源地	一宮市浅井町極楽寺	18	塩素消毒	6,000
萩原西部水源地	一宮市萩原町花井方	19	塩素消毒	4,400
萩原東部水源地	一宮市萩原町西宮重	20	塩素消毒	1,400
浅井北部水源地	一宮市浅井町尾関	21	塩素消毒	3,600
葉栗南部水源地	一宮市島村	22	塩素消毒	3,400
千秋北部水源地	一宮市千秋町穂積塚本	23	塩素消毒	3,100
西御堂水源地	一宮市萩原町西御堂	24	塩素消毒	2,300
奥町東部水源地	一宮市奥町貴船前	25	塩素消毒 除マンガン処理	4,600

### 3 原水及び水道水の状況

原水は、自己水として地下水と伏流水があり、さらに愛知県水道用水供給事業（県営水道）からの浄水受水があります。

地下水及び伏流水の水質については概ね良好で変動もほとんどありませんので、塩素消毒のみの処理を基本としています。一部の地下水ではマンガンを多く含むため、上記の塩素消毒に併せて砂ろ過による除マンガン処理を行っています。また、市内東部では硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が高く検出される傾向があります。さらに、一部の地下水では、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）（以下、「PFOS 及び PFOA」という。）が高く検出されています。

水道水の水質については、これまですべての給水栓と項目において水質基準を満たしており良好です。

また、適切な塩素消毒を連続的に実施するために必要となる残留塩素等の監視については、市内の14地点を水質監視局と定め、自動測定装置を設置し、佐千原浄水場にて24時間連続監視しています。

### 4 定期水質検査

水道法施行規則（以下「規則」という。）第15条第1項及び「愛知県水道水質検査等実施要領」に基づき次のように実施します。

### (1) 検査地点

水道水については、水質基準を満たしていることを判断するため、水道水が滞留しやすい地点などから選定した給水栓及び浄水場等出口（計36か所）を検査地点とします（図1参照）。ただし、毎日検査については、水質監視局から選定した6か所を検査地点とします（図2参照）。なお、浄水場等からの配水が停止または休止となった場合、各検査地点での検査の実施等について、改めて検討します。

原水については、自己水の水源25か所を検査地点とします（図3参照）。

### (2) 検査項目と検査頻度

水質基準項目については、規則により定められた基本検査頻度から、過去の水質検査の結果等により増減して表1のとおりとします。そのため、一部の項目については給水栓により検査頻度が異なります。なお、2026年度より水質基準項目に格上げされるPFOS及びPFOAについては、全ての検査地点で基本検査頻度（水道水1回/3月、原水1回/1年）を原則とし、一部の原水においては検査頻度を強化して実施します。

毎日検査項目と水質管理目標設定項目については、それぞれ表2と表3のとおりとします。また、要検討項目と原水管理項目については、検査対象項目のみをそれぞれ表4と表5に示します。

### (3) 県営水道供給点における水質検査

県営水道供給点3か所については、県営水道からの浄水受水であるため、愛知県企業庁からの水質検査結果により確認します（図3参照）。

## 5 クリプトスポリジウム等の対策にかかる検査

「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」に基づき、クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査（原水）を、地下水（深井戸）水源については3か月に1回、伏流水水源については1か月に1回の頻度で実施します。

また、安全性の確認のため、クリプトスポリジウムとジアルジアの検査（原水）を、伏流水水源について、年2回の頻度で実施します。（表6参照）

## 6 臨時の水質検査

規則第15条第2項及び「愛知県水道水質検査等実施要領」に基づき、次の理由により水質基準に適合しないおそれがあるときに実施します。

- (1) 水源及び県営水道供給点の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において水系感染症が発生したとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管等の大規模な工事その他で水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) 水源付近及び水道施設で水質汚染事故が発生したとき
- (7) その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したときに直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全性が確認されるまで行います。

## 7 検査機関及び検査方法

### (1) 検査機関

すべての水質検査は一宮市上下水道部が行います。

ただし、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査については、専門の検査機関に委託します。

### (2) 検査方法

水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」に基づき作成した標準作業手順書に従って検査を行います。

その他の項目は、環境省より通知された検査方法や上水試験方法2020年版（日本水道協会）等により行います。

### (3) 他都市との連携

一宮市上下水道部は、水質検査機器の故障や職員の感染症罹患等の不測の事態においても、水質検査を滞ることなく行えるよう、春日井市、岐阜市と水質検査の相互協力に関する協定を締結しています。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は、過年度の各検査項目の検査結果を水質基準等と比較した際の検出状況及び需要者の方の御意見をもとに、事業年度の開始前に内容を見直した上で策定し、市ウェブサイトにて公表します。

水質検査の結果については、月毎にとりまとめ、毎月市ウェブサイトにおいて公表します。また、事業年度のとりまとめとして水道水質検査年次報告書を作成し、市ウェブサイトにおいて公表するとともに、一宮市役所各庁舎及び一宮市立図書館において配架します。

## 9 水質検査の精度と信頼性

一宮市上下水道部では、(公社)日本水道協会より水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を取得しています。これは、水道水の水質検査が管理された体制の下で適正に実施され、水質検査結果の信頼性が確保されていることを、第三者機関が認めたものです。

この管理体制の下、環境省や愛知県建設局上下水道課指導管理室が主催する外部精度管理への参加により、水質検査精度の向上と結果の信頼性確保に努めていきます。

内部的にも、定期的に内部精度管理を行うなど、自主的な水質検査精度の向上と結果の信頼性確保への取り組みを行います。また、定期的な検査機器の点検整備を行うとともに、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン（環境省）」に基づき水質検査の妥当性の評価を適宜行います。

## 10 関係機関との連携

水質汚染事故や水系感染症等が発生したときは、「水質汚染事故等対策マニュアル（一宮市上下水道部）」に基づき、速やかに関係機関と連携して対策を講じます。

表1 水質基準項目 検査頻度

番号	項目	基準値	基本 検査頻度 ※1	検査頻度(回/年)			設定理由(水道水)
				浄水場 出口等	給水栓	原水	
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1回/1月	12	12	1, 12	
2	大腸菌	検出されないこと		12	12	4, 12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下		4	4	1, 12	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下		1	1	1	規則に基づき回数減
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下		4	4	1, 12	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下		4	4	1, 12	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下		4	4	1, 12	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下		4	4	1, 12	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下		1	1	1, 12	規則に基づき回数減
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下		4	4	1, 12	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下		12	12	1, 12	安全性確認のため回数増
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下		12	12	1, 12	安全性確認のため回数増
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下		4	4	1, 12	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下		4	4	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下		1	1	1	規則に基づき回数減
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		4	4	1	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下		4	4	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		4	4	1	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		4	4	1	
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン 酸)(別名 PFOS)及びペルフルオロオ クタン酸(別名 PFOA)	0.00005 mg/L 以下	1回/3月	4	4	1, 4	
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下		4	4	1	
22	塩素酸	0.6 mg/L 以下		4	4	—	
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下		4	4	—	
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下		4	4	—	
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下		4	4	—	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下		4	4	—	
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下		4	4	—	
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下		4	4	—	
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下		4	4	—	
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下		4	4	—	
31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下		4	4	—	
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下		4	4	—	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下		4	4	1, 12	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下		4	4	1, 12	
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下		4	4	1, 12	
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下		4	4	1, 12	
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下		4	4	1, 12	
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下		4, 12	4, 12	1, 4, 12	安全性確認のため回数増 ※2
39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	1回/1月	12	12	1, 12	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	1回/3月	4	4	1, 12	
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下		1, 4	1, 4	1	規則に基づき回数減 ※2
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下		1	1	1	規則に基づき回数減
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	発生時 1回/1月	1, 2	1, 2	1	規則に基づき省略可であるが、性状確認のため年1回または2回実施 ※2
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下		1, 2	1, 2	1	
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	1回/3月	1	1	1	規則に基づき回数減
46	フェノール類	0.005 mg/L 以下		1	1	1	規則に基づき回数減
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下	1回/1月	12	12	1, 12	
48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下		12	12	1, 12	
49	味	異常でないこと		12	12	1, 12	
50	臭気	異常でないこと		12	12	1, 12	
51	色度	5 度以下		12	12	1, 12	
52	濁度	2 度以下		12	12	1, 12	

※1 規則により定められた水道水の検査頻度を示す。

※2 検査地点により異なる。

表2 毎日検査項目 検査頻度

番号	項目	基準値	検査頻度(回/日)			備考
			浄水場 出口等	給水栓	原水	
1	色	異常でないこと	—	1	—	
2	濁り	異常でないこと	—	1	—	
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 mg/L以上	—	1	—	

表3 水質管理目標設定項目 検査頻度

番号	項目	目標値	検査頻度(回/年)			備考
			浄水場 出口等	給水栓	原水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	1	1	1	
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	1	1	1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	1	1	1	
4	欠番		—	—	—	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	1	1	1	
6	欠番		—	—	—	
7	欠番		—	—	—	
8	トルエン	0.4 mg/L以下	1	1	1	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	—	—	1	
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	—	—	—	該当消毒剤未使用のため実施しない
11	欠番		—	—	—	
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下	—	—	—	該当消毒剤未使用のため実施しない
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	1	1	—	
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)	1	1	—	
15	農薬類(除草剤, 殺虫剤及び殺菌剤)	1 mg/L以下 (検出値と目標値の比の和として)	—	—	1	一部原水のみ実施
16	残留塩素	1 mg/L以下	12	12	—	
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10 mg/L以上 100 mg/L以下	1	1	1	水質基準項目として実施
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1	1	1	水質基準項目として実施
19	遊離炭酸	20 mg/L以下	1	1	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	1	1	1	
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	1	1	1	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下	—	—	—	代替指標として、水質基準項目「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」で確認
23	臭気強度(TON)	3 以下	—	—	—	
24	蒸発残留物	30 mg/L以上 200 mg/L以下	1	1	1	水質基準項目として実施
25	濁度	1 度以下	1	1	1	水質基準項目として実施
26	pH値	7.5 程度	1	1	1	水質基準項目として実施
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	1	1	1	
28	従属栄養細菌	2000 個以下(暫定)	1	1	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	1	1	1	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	1	1	1	水質基準項目として実施
31	欠番(ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) 2026年度より水質基準項目へ移行)		—	—	—	

表4 要検討項目 検査頻度（検査対象項目のみ）

番号	項目	目標値	検査頻度(回/年)			備考
			浄水場 出口等	給水栓	原水	
1	銀及びその化合物	—	1	1	1	
2	バリウム及びその化合物	0.7 mg/L 以下	1	1	1	
3	ビスマス及びその化合物	—	1	1	1	
4	モリブデン及びその化合物	0.07 mg/L 以下	1	1	1	
40	キシレン	0.4 mg/L 以下	1	1	1	

表5 原水管理項目 検査頻度（検査対象項目のみ）

番号	項目	検査頻度(回/年)			備考
		浄水場 出口等	給水栓	原水	
1	アンモニア態窒素	—	—	1	
6	侵食性遊離炭酸	—	—	1	

表6 クリプトスポリジウム等の対策にかかる項目 検査頻度

番号	項目	検査頻度(回/年)			備考
		浄水場 出口等	給水栓	原水	
1	クリプトスポリジウム	—	—	2	伏流水水源のみ実施
2	ジアルジア	—	—	2	伏流水水源のみ実施
3	嫌気性芽胞菌	—	—	4, 12	
4	大腸菌	—	—	4, 12	水質基準項目として実施



浄水場等出口

給水栓

番号	検査地点	番号	検査地点	番号	検査地点
1	佐千原浄水場	14	常念公園	15	今伊勢中保育園(水質監視局)
2	千秋配水場	16	弁天公園	17	北方小学校(水質監視局)
3	尾西配水場	18	定水寺児童遊園	20	丹陽南小学校(水質監視局)
4	木曾川配水場	19	北三味公園(水質監視局)	22	朝日西つどいの里(水質監視局)
5	西部水源地	21	小信児童公園	24	奥町公園
6	北部水源地	23	黒田北保育園(水質監視局)	30	瀬部スポーツ広場
7	萩原西部水源地	25	西浅間公園	32	葉栗消防出張所
8	萩原東部水源地	26	光明寺公園	34	千秋東小学校(水質監視局)
9	浅井北部水源地	27	萩原緑地		
10	葉栗南部水源地	28	萩原児童館		
11	千秋北部水源地	29	尾関児童遊園		
12	西御堂水源地	31	大毛公園		
13	奥町東部水源地	33	千秋小学校		
		35	西御堂保育園		
		36	奥町出張所		

図1 水道水水質検査 検査地点図



浄水場・配水場

給水栓(水質監視局)

番号	浄水場・配水場	番号	検査地点
1	佐千原浄水場	I	今伊勢中保育園(水質監視局)
2	千秋配水場	II	丹陽南小学校(水質監視局)
3	尾西配水場	III	朝日西つどいの里(水質監視局)
4	木曾川配水場	IV	黒田北保育園(水質監視局)
5	西部水源地	V	末広小学校(水質監視局)
6	北部水源地	VI	一宮地域文化広場(水質監視局)

図2 水道水水質検査(毎日検査) 検査地点図



水源		県営水道供給点 ※	
番号	検査地点	番号	検査地点
1~3	極楽寺水源所 1~3号取水井	I	県営水道一宮供給点(犬山浄水場系統)
4~7	大野水源所 1~4号取水井	II	県営水道尾西供給点(尾張西部浄水場系統)
8	尾関水源所取水井	III	県営水道木曾川供給点(尾張西部浄水場系統)
9	江森水源所取水井		
10,11	佐千原浄水場 1,2号取水井		
12~14	尾西配水場 1~3号取水井		
15,16	木曾川配水場 1,2号取水井		
17	西部水源地取水井		
18	北部水源地取水井		
19	萩原西部水源地取水井		
20	萩原東部水源地取水井		
21	浅井北部水源地取水井		
22	葉栗南部水源地取水井		
23	千秋北部水源地取水井		
24	西御堂水源地取水井		
25	奥町東部水源地取水井		

※愛知県企業庁からの水質検査結果による。

図3 原水水質検査 検査地点図

この水道水質検査計画へのご意見やご質問につきましては下記までお願いします。

一宮市水道水質検査計画

2026年3月

作成 一宮市上下水道部施設保全課

電話 0586-73-5487

E-mail : shisetsuhozen@city.ichinomiya.lg.jp

